



# 4月1日から

# 使用料が変わります

20年間見直しのなかった施設使用料。厳しい財政状況にある今、その料金体系や額、減免制度の見直しを行い、42施設の使用料を4月1日から改定することにしました。今回はこの内容と、主な施設の改定後の料金をお知らせします。

## ▽今回改定する主な使用料(抜粋) ※▲は減額になった使用料です。

### ◆入館料など(中学生以下は無料)

施設名	区分	単位	改定前	改定後	備考
にしん 鯨御殿 ※現在は休館中	一般	1回	200円	300円	
	高校生		200円	150円	▲
	高齢者		免除	150円	
博物館	一般	1回	100円	300円	
	高校生		100円	150円	
	高齢者		免除	150円	
文学館	一般	1回	100円	300円	
	高校生		100円	150円	
	高齢者		免除	150円	
美術館	一般	1回	150円	300円	
	高校生		150円	150円	
	高齢者		免除	150円	
旧日本郵船(株) 小樽支店	一般	1回	100円	300円	
	高校生		100円	150円	
	高齢者		免除	150円	
手宮洞窟 保存館	一般	1回	-	100円	新設
	高校生		-	50円	新設
	高齢者		-	50円	新設

### ◆ホール、会議室、集会室などの使用料

施設名	区分	単位	改定前	改定後	備考
市民会館 ※閑散期(1月、3月、4月)は1割引になります	ホール	1日	6万円	7万1000円	
	ホール(中規模利用)		-	4万2000円	新設
	1号集会室		1万1100円	8900円	▲
	和室1号室		9200円	6300円	▲
公会堂	大ホール	1日	1万1400円	1万3000円	
	1号集会室		6000円	6400円	
	和室(松)		3000円	1900円	▲
市民センター	ホール	1日	3万2000円	3万7000円	
	研修室		5600円	3700円	▲
	和室1号		1900円	1000円	▲
いなきたコミュニティセンター	1号集会室	1日	4200円	5000円	
	1号和室		1000円	1600円	
銭函市民センター	第1集会室	1日	1万2000円	1万1000円	▲
	第2集会室		9800円	7300円	▲
勤労青少年ホーム	集会室	午後	400円	2000円	
	和室		-	1200円	新設
産業会館	大ホール	1日	1万9300円	1万7000円	▲
	1号ホール		4000円	3800円	▲
運河プラザ	多目的ギャラリー	1日	1万2160円	1万1000円	▲
生涯学習プラザ	ホール	1日	5800円	7900円	
	第1学習室		2600円	3500円	
	和室		2200円	3600円	

## 改定の理由

小樽市の施設使用料は、昭和59年に改定して以来、20年間全面的な見直しを行っていませんでした。しかし、現在は赤字予算の編成となる極めて厳しい財政状況にあり、今までの料金水準を維持していくことは難しい状況です。

このため、昨年から料金体系や額、減免制度の見直しを行い、このうち、42施設の使用料を4月1日から改定することにしました。

## 改定の考え方

道内主要都市(人口10万人以上)の平均程度に改定します。平均より低い料金は平均まで引き上げ、高い料金は平均まで引き下げます。

また、会議室など同じような目的で利用する施設の使用料の整合性を図り、冷暖房料の実費相当分については、原則として利用する皆さんに負担していただくことにしました。

## 料金の体系

### ◆個人使用料

施設を個人で使用する場合の使用料は、中学生以下・高校生・一



◆**体育施設の個人使用料金**（中学生以下は無料）

施設名	区分	単位	改定前	改定後	備考
いなきたコミュニティセンター 体育室	一般	1回	140円	200円	
	高校生・高齢者		140円	100円	▲
銭函市民センター 体育室	一般	1回	100円	200円	
	高校生・高齢者		100円	100円	
勤労青少年 ホーム体育館	一般	1回	—	200円	新設
	高校生・高齢者		—	100円	新設
自然の村 パークゴルフ場	一般	1日	300円	400円	
	高校生		300円	200円	▲
	高齢者		免除	200円	
高島小学校 温水プール	一般	1回	450円	450円	
	高校生		260円	220円	▲
	高齢者		免除	220円	
室内水泳 プール	一般	1回	450円	450円	
	高校生		260円	220円	▲
	高齢者		免除	220円	
総合体育館	一般	1回	150円	200円	
	高校生		100円	100円	
	高齢者		免除	100円	
手宮陸上競技場 弓道場、祝津 ヨットハウス	一般	半日	100円	200円	
	高校生		100円	100円	
	高齢者		免除	100円	
銭函パーク ゴルフ場	一般	1ラウンド	—	200円	注1
	高校生		—	100円	注1
	高齢者		—	100円	注1

◆**その他、福祉施設や土木施設などの使用料金**

施設名	区分	単位	改定前	改定後	備考
軽費老人 ホーム	単身世帯(冬期)	1月	8100円	1万円	
	夫婦世帯(冬期)		8800円	1万1200円	
総合福祉 センター入浴	60歳以上の方	1回	—	100円	新設
葬斎場	火葬炉(市民)	1体	無料	無料	
	”(市民以外)		1万9500円	2万2000円	
	控え室(市民)	1室	1万円	1万2000円	
	”(市民以外)		1万5000円	2万4000円	
自然の村 日帰り入浴	一般	1回	—	200円	新設
	高校生・高齢者		—	100円	新設
花穂、住ノ江、 桜駐車場	定期駐車	1台1月	6500円	8500円	
駅横駐車場	定期駐車	1台1月	1万8900円	1万3650円	▲
準用河川 普通河川	流水占用料 (鉱工業用水)	毎秒0.01 ㎡につき	1万1000円	3万4200円	
	”(その他の用水)	1年	2000円	6400円	
	土地占用料(電柱)	1本につ き1年	250円	620円	
美術館 特別展示室	108㎡以下	1日	2500円	2700円	
	108㎡超163㎡以下		4000円	4100円	
	163㎡超		6500円	6900円	

(注1)テニスコートの専用使用料、銭函パークゴルフ場の個人使用料については、今までと料金体系が変わっていますので、ご注意ください。

(注2)減額になった使用料について、前納していたり回数券をお持ちの方は、4月1日の改定後は差額を還付しますので、各施設へ申し出てください

◆**体育施設の専用使用料金**

施設名	区分	単位	改定前	改定後	備考
いなきたコミュ ニティセンター 体育室	一般	全面 1日	1万7000円	1万円	▲
	高校生以下 (中学生以下)		1万7000円 (8500円)	5000円	▲ ▲
銭函市民 センター 体育室	一般	全面 1日	6000円	8800円	
	高校生以下 (中学生以下)		6000円 (3000円)	4400円	▲
勤労青少年 ホーム体育館	一般	全面 午後	1400円	3300円	
	高校生以下		—	1600円	新設
高島小学校 温水プール	一般	1コース	2000円	1800円	▲
	高校生以下	1時間	2000円	900円	▲
室内水泳 プール	一般	1コース	2000円	1800円	▲
	高校生以下	1時間	2000円	900円	▲
総合体育館	一般	アリーナ 1面1日	6500円	1万1000円	
	高校生以下	—	5000円	5500円	
桜ヶ丘球場	一般	1時間	750円	840円	
	高校生以下		750円	420円	▲
小樽・平磯・ からまつ公園 グラウンド	一般	半日	750円	840円	
	高校生以下		750円	420円	▲
望洋サッカー・ ラグビー場 (芝グラウンド)	一般	半日	—	5600円	新設
	高校生以下		—	2800円	新設
望洋サッカー・ ラグビー場 (クレートコート)	一般	半日	—	3700円	新設
	高校生以下		—	1800円	新設
手宮陸上 競技場	一般	1日	3000円	8200円	
	高校生以下		3000円	4100円	
弓道場	一般	1日	3000円	6600円	
	高校生以下		3000円	3300円	
銭函パーク ゴルフ場	一般	1日	1万5000円	2万円	
	高校生以下		1万5000円	1万円	▲
テニスコート (5カ所)	一般	1面	—	350円	注1
	高校生以下	1時間	—	170円	注1
勝納漕艇研修 センター	一般	1日	4500円	4500円	
	高校生以下		4500円	2200円	▲

◆**値上げになる回数券**  
自然の村パークゴルフ場および

◆**回数券と料金差額は**  
前納いただいた使用料の差額  
市民会館や市民センターなどの  
使用料をすでに前納いただいた場  
合、改定後の使用料が高くなって  
も改定前との差額を納める必要は  
ありません。一方、改定後の使用  
料が低くなった場合は、差額をお  
返ししますので、各施設へ申し出  
てください。

◆**冷暖房料**  
冷暖房を利用する場合は、基本  
使用料とは別に冷暖房料を負担し  
ていただきます。原則として、暖  
房期間は11月1日から翌年の4月  
30日まで、冷房期間は7月1日か  
ら8月31日までとなります。

◆**専用使用料**  
施設を専用で使用する場合の使  
用料は、高校生以下・一般の2区  
分に分けました。高校生以下の専  
用使用料は一般の半額程度としま  
した。

◆**一般・市内の70歳以上の方(高齢者)**  
の4区分に分けました。  
今まで有料だった小・中学生の  
個人使用料は無料とし、高校生と  
70歳以上の高齢者については、一  
般の半額程度としました。



総合体育館の大人券は、4月1日以降に値上げとなりますが、そのままご利用になれます。

ただし、利用期限は18年3月31日までとしますので、それまでにご利用ください。

◆値下げになる回数券

自然の村パークゴルフ場の高校生利用、室内水泳プールおよび高島小学校温水プールの高校生券は、4月1日以降に値下げとなります。改定後の利用の際に、回数券1枚につきその差額をお返しします。差額の精算、利用期限は18年3月31日までとしますので、それまでにご利用ください。

◆廃止される回数券

テニスコートの大人券・小人券・夜間照明時間回数券、総合体育館・室内水泳プールの小・中学生券、自然の村パークゴルフ場の小人券、銭函パークゴルフ場の大人券・小人券は廃止となります。

未使用の回数券（11枚つづり）

はその購入額を、また、一部を使用した回数券は、回数券1枚につき額面に記載された金額をお返しします。お忘れのないよう各施設で精算を行ってください。差額の精算は、4月1日から18年3月31日までです。

※テニスコートの差額精算は、総合

体育館で行います。

減免制度の見直し

今回の使用料の全面的な見直しに併せて、減免制度についても見直しを行いました。

◆障害のある方

博物館などの入館料や体育館・プールなどの個人使用料は、その介護者の方を含めて免除します。

◆市内の70歳以上の方

これまで博物館などの入館料や体育館・プールなどの個人使用料は免除されていましたが、4月1日からは一般の使用料の半額程度を負担していただきます。

優待利用証を廃止

今回の使用料改定に伴い、市内の70歳以上の方にご利用いただいている「高齢者優待利用証」は、3月31日で廃止になります。4月1日からは使えなくなりますので、ご注意ください。なお、改定後の高齢者料金は一般の半額程度です。利用の際は、健康保険証やふれあいパスなど年齢・住所が確認できるものを提示してください。

利用体系が変わる施設

◆勤労青少年ホームについて  
これまで一般の方は、団体に限つ

て特別に利用いただいていたものが、改正後は午前9時半から午後5時までは、体育館および軽運動場の個人利用と和室・調理室の専用利用もできるようにします。ただし、勤労青少年の利用を優先します。

◆葬斎場の火葬炉使用について

これまで火葬炉の使用料は、申請者が小樽市民の場合に無料としましたが、4月1日からは亡くなられた方が市民の場合のみ無料とします。

◆市民会館について

次の制度を新たに設けます。  
・大ホールの中規模利用料金（512席以内の利用）を新設  
・閑散期（1月、3月、4月）は、通常料金の1割引とする閑散期料金を新設

お問い合わせは

詳しい内容は、下記の担当課または該当施設へお問い合わせください。また、市ホームページ（アドレスは本誌裏表紙に記載）では、今回改定したすべての使用料について掲載しています。

◇ ◆ ◆ ◆ ◆  
次回は、市議会第1回定例会に提案予定の平成17年度予算案の概要について、お知らせします。

▶各施設の電話番号

市民会館・公会堂／☎8800、市民センター／☎9900、生涯学習プラザ／☎3363、いなきたコミュニティセンター／☎7676、銭函市民センター／☎2654、勤労青少年ホーム／☎0909、高島小学校温水プール／☎0003、室内水泳プール／☎2322、総合体育館／☎3710、博物館／☎1258、文学館／☎2388、美術館／☎0035、旧日本郵船小樽支店／☎3316、葬斎場／☎0568

▶以下は、市役所☎4111の担当課へ

産業会館・運河プラザ／商業労政課（内線261）、自然の村／農政課（内線269）、鯉御殿／観光事業課（内線266）、手宮洞窟保存館／生涯学習課（内線531）、軽費老人ホーム／高齢・福祉医療課（内線313）、総合福祉センター／地域福祉課（内線301）、花穂・住ノ江・桜・駅横駐車場／建設部庶務課（内線346）、準用河川・普通河川／用地管理課（内線343）以下すべて生涯スポーツ課（内線318）／桜ヶ丘球場、小樽・平磯・からまつ公園グラウンド、望洋サッカー・ラグビー場、手宮陸上競技場、弓道場、銭函パークゴルフ場、テニスコート5カ所、勝納漕艇研修センター、祝津ヨットハウス